

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 令和6年度 第4四半期（令和7年1月～3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		1	隔週	1	1
果実類		－	－	－	－
きのこ・山菜類		3	月1回以上 (山菜・野生きのこ類は適宜)	100	44
野生鳥獣の肉	イノシシ肉	1	－	20	2
穀類		1	－	1	1
海産魚種	海産魚種	69	週1回	190	3 海域
	内水面魚種	5	月2回	10	霞ヶ浦、北浦 他3水系
その他	茶	－	－	－	－
小計		80	－	322	－
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		3	－	6	
計		83	－	328	

※	種 類	1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 （各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う）
1. 野菜類							
D	非結球葉菜類（ホウレンソウ等）						
	結球葉菜類（キャベツ等）						
	果菜類（トマト等）	○			いちご…銚田市		
	茎菜類（セロリ等）						
	根菜類（ダイコン等）						
	多年生の野菜（アスパラガス等）						
	ハーブ類等（セリ等）						
	花蕾類（カリフラワー等）						
	未成熟豆類（エダマメ等）						
2. 果実類							
D	ベリー類（ブルーベリー）						
	かんきつ類（ミカン・ユズ）						
	クリ						
	カキ						
	ウメ						
	ブドウ						
	キウイフルーツ						
	リンゴ						
	ナシ						
3. きのこと・山菜類							
C	原木しいたけ	○	○	○	43市町村	通年	出荷が行われている市町村ごとに実施
	原木きのこ	○	○	○	44市町村		出荷が行われている市町村ごとに実施
A	野生きのこ類（チチタケ等）	○	○	○	35市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
	山菜類（タケノコ、こしあぶら、たらのめ等）	○	○	○	44市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
4. 畜産物							
D	乳						
5. 野生鳥獣の肉							
A	イノシシ肉	○	○	○	（石岡市、高萩市）	捕獲時に適宜検査（狩猟時期（11月～3月）	本県の出荷・検査方針に基づき実施
6. 穀類							
D	麦						
	米						
	ソバ						
D	大豆	○			常陸太田市・納豆小粒	出荷前	生産・出荷がある期間にサンプルを採取し、検査を行う
D	小豆						
	落花生						
7. 海産魚種							
C	内水面魚介類						
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域（シラス、ヒラメ、イカ・タコ類他）		
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川（コイ、ワカサギ他）		
8. その他							
D	茶						
D	生鮮品又は加工品	○	○	○	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流域の県外製造の加工食品（飲料水、乳児用食品、一般食品）を月1回程度

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1／2の超過が検出されたもの
C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自治体において計画的に実施するもの